

鳥取県告示第425号

平成24年6月24日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、投票を行わないものとし、同条の規定により告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治